



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年6月27日火曜日 第2886号

◇ 目 次 ◇

- 医療機関の指定……………（保健福祉課）… 444
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ " ）… 444
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定……………（ " ）… 444
- 介護機関（介護予防事業者）の指定……………（ " ）… 445
- 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更……………（ " ）… 445
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更……………（ " ）… 445
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更……………（ " ）… 445
- 指定介護機関（介護予防事業者）の変更……………（ " ）… 446
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農政課農地・担い手対策室）… 446
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）… 446
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（中予地方局地域福祉課）… 452
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………（ " ）… 452
- 道路の区域変更（県道池田中山線）……………（中予地方局管理課）… 452
- 道路の供用開始（県道池田中山線）……………（ " ）… 452

公 告

- 公文書の公開の実施状況……………（広報広聴課）… 453
- 個人情報の開示等の実施状況……………（ " ）… 453
- E P - W A N システムの借入れ……………（警察本部会計課）… 454

雑 報

- 愛媛県市町村職員共済組合公告……………（市町振興課）… 456

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
上島町魚島国民健康保険診療所	越智郡上島町魚島一番耕地1362番地1	平成29年5月1日
ささき皮フ科クリニック	西予市宇和町卯之町二丁目296番地	平成29年5月1日
清家消化器内科クリニック	宇和島市恵美須町一丁目3番10号	平成29年5月1日
ファースト薬局	東温市田窪308番地6	平成29年6月1日

○愛媛県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
株式会社東予薬局	新居浜市高田一丁目1番62号	平成29年3月31日
株式会社東予薬局中須賀店	新居浜市中須賀町一丁目6番11号	平成29年3月31日
上島町魚島国民健康保険診療所	越智郡上島町魚島1番耕地124番地第3	平成29年4月30日
ささき皮フ科クリニック	西予市宇和町卯之町二丁目296番地	平成29年4月30日
清家消化器内科クリニック	宇和島市恵美須町一丁目3番10号	平成29年4月30日

○愛媛県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人 聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	指定短期入所生活介護事業所 道前荘	西条市小松町大頭甲1085番地1	平成29年4月1日

○愛媛県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成29年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 ほほえみ	伊予市大平甲360番地2	宅老所 ほほえみ	伊予市大平乙215番地9	平成29年2月1日
社会福祉法人 聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	指定短期入所生活介護事業所 道前荘	西条市小松町大頭甲1085番地1	平成29年4月1日

○愛媛県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社サスケ	新居浜市西町1-30	訪問看護ステーションまごころ	(変更後) 四国中央市土居町津根3025-1	平成29年4月24日
			(変更前) 四国中央市土居町津根3357-1	

○愛媛県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブひと	新居浜市中筋町1丁目9番42号	ヘルパーステーションひと	(変更後) 新居浜市中西町3番20号	平成27年6月1日
			(変更前) 新居浜市西喜光地町8番1号	

○愛媛県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブひと	新居浜市中筋町1丁目9番42号	指定居宅介護支援事業所ひと	(変更後) 新居浜市中西町3番20号	平成27年6月1日
			(変更前) 新居浜市西喜光地町8番1号	

○愛媛県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブひと	新居浜市中筋町1丁目9番42号	ヘルパーステーションひと	(変更後) 新居浜市中西町3番20号	平成27年6月1日
			(変更前) 新居浜市西喜光地町8番1号	

○愛媛県告示第768号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地		面積（㎡）
氏名又は名称	住所	所在及び地番		
酒井優行	愛媛県伊予市稲荷240番地	愛媛県伊予市稲荷字明見前甲526番ほか1筆		4,755
田村寛	愛媛県今治市菊間町長坂1286番地	愛媛県今治市別名字福富637番1ほか1筆		2,826
農事組合法人ほのぼの農園	愛媛県伊予郡松前町大字大溝611番地5	愛媛県伊予郡松前町大字東古泉字五反地284番1ほか2筆		4,306
株式会社だんだん村	愛媛県西条市玉之江105番地7	愛媛県西条市丹原町石経696番		3,854

2 申請年月日

平成29年6月14日

○愛媛県告示第769号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年6月27日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751番地
代表取締役社長 宮本 佳幸
- 事業場の名称及び所在地
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社西条工場
西条市ひうち8番地6
- 特定施設に関する事項
(1) A-110

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり2枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 1.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 8.2 最大 9.5

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.01以下
	最大	0.01以下
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常
	最大	0.01以下
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.01以下
	最大	0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	48
	最大	96

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) A-111

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり41枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量 (単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有 量 (単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有 量 (単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	40
	最大	40

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(3) A-112

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり41枚処理	

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量 (単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有 量 (単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有 量 (単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	40
	最大	40

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(4) A-113

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり41枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.01以下
	最大	0.01以下
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常
	最大	0.01以下
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.01以下
	最大	0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	20
	最大	20

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(5) B-24

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり5バッチ処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 1.9 最大 1.9
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	10
	最大	10

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(6) B-25

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり5バッチ処理	

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 1.9 最大 1.9
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	10
	最大	10

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(7) B-26

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり41枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 1.9 最大 1.9

	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 10 最大 10

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(8) E-80

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.05立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 5

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(9) E-81

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり2立方メートル処理	

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日		完成後直ちに
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		連 続
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		24時間
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		な し
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 5

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(10) E-82

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり4立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	25
	最大	40
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常
	最大	0.01以下
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.01以下
	最大	0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	5
	最大	5

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(11) E-83

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.3立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	5
	最大	5

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(12) F-82

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり25枚処理

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 12.0~13.0 最大 12.0~13.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 50 最大 50
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 430 最大 430
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	0.84
	最大	0.84

備考 汚水等は、SOPD処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿方式
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製等
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	凝集槽Ⅰ 縦 2.1メートル 横 2.9メートル 高さ 3.5メートル 沈殿槽 縦 9.5メートル 横 9.5メートル 高さ 3.5メートル 凝集槽Ⅱ 直径 2メートル 高さ 2.8メートル 高速沈殿槽 直径 4メートル 高さ 1.8メートル
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 5 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680	

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	一次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル × 2基 二次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル × 2基		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430	通常 100 最大 100
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 41 最大 41	通常 41 最大 41	

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

(3) S O P D 処理施設

設 置 年 月 日	平成10年3月1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	膜分離式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ばっ気槽Ⅰ 縦 2.5メートル 横 7.5メートル 高さ 3.5メートル ばっ気槽Ⅱ 縦 2.5メートル 横 5.5メートル 高さ 3.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり1.8立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	膜分離式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~13 最大 12~13	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50	通常 20 最大 20
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430	通常 100 最大 100
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 41 最大 41	通常 41 最大 41	

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~8.6
		最大	5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	6.6
		最大	7.7
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	25
		最大	40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	22
		最大	40

	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0
		最大	6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	8,295
		最大	9,000

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第770号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年6月27日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 愛寿会	ヘルパーステーション伊予あいじゅ	愛媛県伊予市宮下1224番地1	平成29年5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第771号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年6月27日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 愛寿会	ヘルパーステーション伊予あいじゅ	愛媛県伊予市宮下1224番地1	平成29年5月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	池田中山線	伊予市中山町出淵9番耕地169番5から 同町出淵9番耕地181番3まで	旧	メートル 13.8~43.7	キロメートル 0.047	
			新	21.8~56.4	0.043	

○愛媛県告示第773号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	池田中山線	伊予市中山町出淵5番耕地858番2から 同町出淵9番耕地181番2まで	平成29年6月27日

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成28年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中村時広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

区 分	請求等の件数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		公 開	部分公開	非 公 開	
公開請求	2,010	1,119	545	303	43
公開申請	4	2	2	0	0
計	2,014	1,121	547	303	43

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
- 2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	公開請求件数	公開申請件数
知 事		
総 務 部	46	1
企 画 振 興 部	18	0
県 民 環 境 部	65	0
保 健 福 祉 部	269	1
経 済 労 働 部	44	0
農 林 水 産 部	212	0
土 木 部	819	2
事 業 推 進 局	1	0
出 納 局	3	0
小 計	1,477	4
議 会	16	
公 営 企 業 管 理 者	7	0
教 育 委 員 会	114	0
選 挙 管 理 委 員 会	21	0
人 事 委 員 会	3	0
監 査 委 員	1	0
公 安 委 員 会	0	
警 察 本 部 長	370	
労 働 委 員 会	1	0
収 用 委 員 会	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	0	0
愛 媛 県 住 宅 供 給 公 社	0	

愛媛県土地開発公社	0	
合 計	2,010	4

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請 求 等 の 主 な 内 容	公開請求件数	公開申請件数
工事設計書	675	0
懲戒処分等の職員の処分関係	309	0
名簿関係	173	1
公益法人等の決算書類	134	0
建築工事再資源化等届出書	79	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

公 開 請 求 者 等 の 区 分	公開請求件数	公開申請件数
県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体	1,309	3
その他のもの	701	1

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位：件)

平 成 27年度からの繰越件数	平 成 28年度不服申立て件数	処 理 の 状 況				審理中	取下げ
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
2	7	0	3	3	1	2	0

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成28年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中村時広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実 施 機 関	年度未件数
知 事	
総 務 部	78
企 画 振 興 部	71
県 民 環 境 部	188
保 健 福 祉 部	502
経 済 労 働 部	98
農 林 水 産 部	201
土 木 部	133
事 業 推 進 局	1
出 納 局	10
小 計	1,282
議 会	13

公 営 企 業 管 理 者	17
教 育 委 員 会	153
選 挙 管 理 委 員 会	21
人 事 委 員 会	4
監 査 委 員 会	5
公 安 委 員 会	6
警 察 本 部 長	166
労 働 委 員 会	4
取 用 委 員 会	11
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	23
合 計	1,708

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実 施 機 関	請 求 の 件 数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		開 示	部分開示	非 開 示	
知 事	32	5	21	5	1
公営企業管理者	100	47	50	3	0
教育委員会	9	9	0	0	0
人事委員会	3	2	0	1	0
警察本部長	178	19	102	57	0
合 計	322	82	173	66	1

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実 施 機 関	請 求 の 件 数	
知 事	総 務 部	10
	県 民 環 境 部	5
	保 健 福 祉 部	19
	経 済 労 働 部	1
	小 計	35
教 育 委 員 会	7,585	
人 事 委 員 会	349	
警 察 本 部 長	3	
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	50	
合 計	8,022	

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

(単位：件)

実 施 機 関	請 求 の 件 数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		訂 正	部分訂正	非 訂 正	
警 察 本 部 長	1	1	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0

注 他の実施機関については、実績なし。

4 個人情報の利用停止請求の状況

(単位：件)

実 施 機 関	請 求 の 件 数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		全 部 利 用 停 止	部 分 利 用 停 止	非 利 用 停 止	
警 察 本 部 長	3	0	0	3	0
合 計	3	0	0	3	0

注 他の実施機関については、実績なし。

5 不服申立ての状況

実績なし

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

E P-WANシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

E P-WANシステム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790-8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934-0110

(2) 入札書の受領期限

平成29年8月10日(木)午後2時00分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成29年8月10日(木)午後2時00分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成29年8月4日(金)午後5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: EP-WAN system

(2) Time limit of tender: 2:00 p. m., 10, August, 2017

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年6月27日

愛媛県市町村職員共済組合
理事長 石橋 寛久

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	収 入										
		短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
負担金		4,272,810	11,639,851	637,450	149,706		165,789	224,216				
		387,036										
掛金・組合員保険料		4,314,732	7,422,598	637,445				172,646				
		396,691										
施設収入・商品売上									92,747			
受取手数料												11,117
組合員貸付金利息											104,492	
利息及び配当金		83				85,626	72	87	52	653,342	695	
		9										
その他収入		358,714					78,793	267	41,413	4,849	334	134
補助金								5,573				
他経理から繰入金							29,523		21,000			
前年度繰越支払準備金		696,045										
計		9,642,384	19,062,449	1,274,895	149,706	85,626	274,177	397,216	155,212	658,191	105,521	11,251
		783,736						5,573				
給付		4,286,536										
役職員給与							109,366	14,023	48,566	25,948	7,745	
厚生費							102	290,856	35	24	8	
								5,549				
特定健康診査等費								21,288				
旅費・事務費							13,746	2,808	1,536	4,450	1,887	435
商品仕入									260			
飲食材料費												
委託費・委託管理費							5,852	303	21,707	482	216	150
支払利息							85,626			517,406	85,141	3,410

平成29年6月27日

愛 媛 県 報

第2886号

出	老人保健拠出金	43										
	退職者給付拠出金	104,728										
	前期高齢者納付金	1,914,994										
	後期高齢者支援金	1,662,573										
	病床転換支援金	10										
	介護納付金	793,304										
	連合会払込金・拠出金	522,675									5,361	
	負担金払込金・掛金払込金・保険料払込金		19,062,449	1,274,895	149,706							
	他経理へ繰入金	29,523						21,000				
	その他支出	51,800					124,883	41,075	71,189	26,675	5,753	5,999
		762						24				
	次年度繰越支払準備金	675,776										
	計	9,248,658	19,062,449	1,274,895	149,706	85,626	253,949	391,353	143,293	574,985	106,111	9,994
	794,066						5,573					
差引当期利益金又は当期損失金(△)	393,726	0	0	0	0	20,228	5,863	11,919	83,206	△ 590	1,257	
	△ 10,330						0					

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,148,295	1,156,456	80,890	1,024	171,677	420,651	468,129	353,186	18,794,333	74,801	311,291
	固定資産					3,211,000	523	1	750,661	38,604,691	3,615,955	
	繰延資産											
資 産 合 計		1,148,295	1,156,456	80,890	1,024	3,382,677	421,174	468,130	1,103,847	57,399,024	3,690,756	311,291
負 債	流動負債	24,245	1,156,456	80,890	1,024		1,499	10,976	5,872	52,365,236	812	188
								2,525				
	固定負債	675,776				3,382,677	220,592	46,022	27,490	23,805	3,296,988	244,115
負 債 合 計		700,021	1,156,456	80,890	1,024	3,382,677	222,091	59,523	33,362	52,389,041	3,297,800	244,303
純 資 産	資本剰余金								945,432			
	利益剰余金又は欠損金(△)	446,786					199,083	408,607	125,053	5,009,983	392,956	66,988
		1,488										
純資産合計		448,274	0	0	0	0	199,083	408,607	1,070,485	5,009,983	392,956	66,988
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,148,295	1,156,456	80,890	1,024	3,382,677	421,174	468,130	1,103,847	57,399,024	3,690,756	311,291

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の上段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの